



唄
女
筆
話

一

15
78
1



門1部
跡 78
卷 1



嬰とよはえ活るる鳥は友を求る色
ちりも野之口隆正園部東平西田直善此
見たり其翁を近き比にりては都ふてあは
学とよも人も抑け百とを余り 皇國學
漸く其まゝかたかたにけりてあは
閑けす晴りぬのまゝにけりてあは



岩倉殿序

榮貴之流... 乃建也... 成林
... 乃建也... 成林

天保十三年正月

正二位具集

嚶々筆語

目安

教説

槐位之事

聞佛法僧鳥説

古今集三鳥説

内宮相殿考

水車

大倭詞

爲朝死生論

野之口隆正

西田直養

岡部東平

隆正

直養

東平

隆正

直養

阿部多知婆奈
 筑紫君磐井論
 伊登奈志考
 食穴禁
 四季十二月名義考
 早吸名門考
 多那具母考
 阿豆奈比考

總計十六條

東平
 直養
 妙玄寺義門
 東平
 隆正
 直養
 隆正
 東平

嬰々筆語卷一

教説

野之口隆正

わのまはひのよひの音ハ萬國同トドクテ言語ハ萬國同トドクベ道ハ
 萬國同トドクテ教ハ萬國同トドクベ天竺トドクおまゐる佛教を
 幽冥と旨トテ顯露トトドク唐土トドクわがまは儒教を
 顯露ト局トテ幽冥トトドク日本ハ教ハ幽顯分界ト旨ト
 テ天地の始トハ幽冥トトドク今日ノ事業を幽冥トトドク朝家ト
 服事トトドク考ふる小古典ト愛ハ字トナシト
 あり鴛鴦トトドク愛ハ鳥トナシト

義持公、永享、義教公、長祿、義政公、長享、義尚公、天正、
信長公、秀吉公、信雄公、秀次公、慶長、秀頼公、とすべて十四員
なり。此中、宗盛公カキヤリソウカクの傘張僧綱カキヤリソウカクが子なりし。盛衰記に見え、
秀次公は尾張海部郡の人、彌助が子なりし。豊臣譜に見え、秀
頼公は名古屋山三郎が子なりし。鹽尻の詳なり。是等乃人
人も皆白刃の末に終て全くしなむ。其餘は方々、桓武天
皇の後胤にゆゑ、清和天皇の苗裔なり。信長公一人良死を得た
まことんば此公の
此中、秀吉公は尾張愛智郡、中
村郷の筑阿弥が子なりし。終て全くとし、いふも不審なる
と。貞徳翁の載恩記に、

東のわらわら御中やく、施薬院にて曰、我尾州の民間より出
る草のむらさきも筆とほといえ、筆とほといえ、むらさきもやうり
歌連歌は道に、不慮に雲上の交りをもたぬ
但わの母若き時内裏れづ、所乃下女たりし、玉體
小らうづと奉りし、其夜は夢に、千は御杖箱、伊勢より
播磨とて、天上と飛行、又千早振神のてて、
手小とりて、御夢想と感じて、我を懐胎しぬといふやうなり。
あまのや、巖垣氏の國史畧にもいふれ、猶いふやうなり。
翠竹軒の天正記に、天正十七年四月八條殿大宮御歳八才
式部卿親王
感冒發熱、中民部卿法印命予病證次第、分別無用捨可申上。

予曰見傷寒四逆之證也中醫林集要ノ四卷ヲ披テ茯苓四
逆湯ヲ可與ト申一人モ無用ト被存候者即可被申候ト口ヲ
堅メテ調合ス民部法印自ラ煎メ與之一服ニノ御脈微顯二服
ニノ脈全調神氣而四肢溫翌日平安其後御養生藥進上メ
十余日ニ本復ス于時關白大相國秀吉公御感之餘御馬ヲ
被下云々此一條にて秀吉公のいふ皇胤なることをあはれむ
いふ此八條殿の御父とバ陽光院殿誠仁親王と申奉る正親町天皇
ハ御嫡なり是桂宮家ハ御元祖なり前より戴恩記乃玉體
といふもふとら正親町天皇の御事をいふ秀吉公ハ陽光院
殿とい御兄弟なり志うれむ則八條殿ハ御甥といふも

歡喜なれば道三ハ御馬とバ下されしなりとて八條殿とバ六宮
と申奉る天正の頃いづく尊崇とてと
中ふ所ハ木八百石なり内三百石院御所ハと進上
残りハ關白アヤシク六宮殿ハと進上ハ出さも全く御甥のついでより
事なりとバかゝる次第なりと考ふる村々秀吉公の心と盡して經
營のり桂里の殿舎と名護屋へ下されしは日用の調度と
とては桂宮ハ讓り與へた事ハ事とて御事を
いふ桂御殿ハとこの調度との
事ハ殿屋ハ天正の造作なり然るとは後陽成天皇の御兄弟
まハ當時ハ心乃ちは事なり
我友伊東松が説く秀吉公の御母とバ尊びいすも其あて嚴然に
とて父は物と見え此公の威勢とて其父は爲

かるべ納言以上の贈官とバ、祿がとれぬと、そのはりのちなゆゑ
つゞく。又朝鮮よりつゝされし書翰は、慈母夢日輸入懐中而吾
以降云々と、かつまうと、御後箱の夢の事をいふ、御後と則
天照大御神なれど、やがて日神なりといひ、確論とて
かや秀吉公の奄然として、伏見の城は薨去したる、疑ふべ
きことふあはれ、そのまうと、開闢以來唯一王といふ、この万
國よまうと、誰あつていひ、やと、凡下れ人の槐位は、
まは終と全くせむといふ、このまは、人のいふ、まは、
あはれ、かく考證を引て、まは、萬國よまうと、いふ、この乃美事と
世は顯るまうと、因よ、政事といふ、この西土よ、帝王自ら

執らるるまう、この皇國よ、まは、政れ訓、祭事といふ、説
いふ、言はれ、まは、奉仕事をいふ、と、鈴屋翁のいふ、源
氏な、まは、世と、まは、用語、この體語、まは、
まは、臣下よ、世れ事と、まは、天皇、この事と、
たまふ、古事記上卷、天照大御神の詔、思金、神者取持前事
為政といふ、又同書の中卷、神武天皇と、五瀬命と、議、まは、
坐何地者平聞者天下之政といふ、又景行紀は、倭建命の御事
いふ、所は、御子者所遣之政、遂とも、いふ、まは、臣下よ、政、
聞看御事なり、まは、世と、まは、院中よ、政事と、
まは、まは、まは、まは、まは、まは、まは、まは、
まは、まは、まは、まは、まは、まは、まは、まは、

少く大八鳥國の事と云うが、つらつらと云うは、天皇と云うは、
まじりしやうやうて大御神といふが、まじりしやうは、
世に風と云うは、大御世なり。萬葉集に、天皇の侍事と云う
るは、遠神吾大王と云うは、
まじりし尊と云うは、
まじりし尊と云うは、

聞佛法僧鳥説

岡部東平

まじりし尊と云うは、
都に留くと云うは、
も聞なりては、
めりかると云うは、

はじめ乃序は、その二つをいふ。加り利くと云うは、雁加り良くと云うは、
くハ鳥紀と云うは、
かきく虫けたと云うは、
加り利くと云うは、
さう小通ひては、
つむさうと云うは、
つむさうと云うは、
つむさうと云うは、
つむさうと云うは、

うけて人々をばやうなうけしうけしあての名ふれをありきしうけ
 中よりカツホオトナリしうけしうけしあての名ふれをありきしうけ
 佛法僧ふもふれしうけしうけしあての名ふれをありきしうけ
 ねんせしうけしうけしうけしあての名ふれをありきしうけ
 総名ふれしうけしうけしうけしあての名ふれをありきしうけ
 名ふれしうけしうけしうけしあての名ふれをありきしうけ
 花とふれしうけしうけしうけしあての名ふれをありきしうけ
 合とぶくろん

伊勢内宮相殿考

直養

古事記上卷小曰爾日子番能通々藝命將天降之時居天之
 八衢而上光高天原下光葦原中國之神於是故爾天照大
 御神高木神之命以詔天宇受賣神汝者雖有手弱女人與伊
 牟迦布神面勝神故專汝往將問者吾御子為天降之道誰如
 此而居故問賜之時答曰僕者國神名媛田毘古神也所以出
 居聞天神御子天降坐故仕奉御前而參向之時爾天兒屋命
 布刀王命天宇受賣命伊斯許理度賣命玉祖命并五伴緒矣
 支加而天降也於是副賜其遠岐斯八天勾瓊鏡及草那藝劍
 亦常世思金神手力男神天石門別神而詔者此之鏡者專為
 我御魂而如拜吾前伊都岐奉次思金神者取持前事為政此

二柱神者并祭佐久久斯侶伊須受能宮

傳曰此二柱より大御神の御魂實の御鏡と思金神の

御魂實と指て申さる此ハ君と臣と尊と卑とけらるる事カ神名帳

小伊勢國度會郡大神宮三坐相殿一坐 神二坐と云る相殿坐二柱と

儀式帳も同殿坐神二柱坐左方稱天手力男神靈御形弓

坐坐右方稱万幡豐秋津姬命也是皇孫之母靈御形劔

坐と云り此記と相照して思ふに左方坐と天手力男神

と、思金神と誤り傳へるものなり、考ふるに翁の説も

ても儀式帳も左方坐と天手力男神と云る、思金神と

誤り傳へるものなり、と云ふこと又さうあるぬやうなり

高御產巢日神と誤り傳へるものなり、此の事

は、爰に文乃は、と委しく見ると初は天照大御神、高木

神之命以宇受貴神と、後田毘古神とは、あはれすい

御前と仕奉るとも、向うより、後田毘古神の答へは、

ひろと、は、と、二柱神天照大御神と高御產巢日神と共議りたすひて

通る藝命、五伴緒と云り加へて天降らしめは、又其時

、聰鏡劔と、思金神手力男神、天石門別神と副たまひ、此鏡ハ

専ら我御魂と云る吾御前といつて、つとを祭ると、通る

藝命、詔たまひ、其次は思金神ハ、御前の事と取持て申

は、と、は、と、此處に文三等といふものあり、かま

おのり此二柱神者并祭佐久久斯呂伊須受能宮といふ
文句也初出故爾天照大御神高木神之命以詔天
字受賣神云とつふ處か處してる時ハ則此二柱神と
いふてかきくべ天照大御神と高木神との御事なること
いらしむ鏡と思金神といふを二柱神といひか
くはに御魂實小もせ此鏡といふはあはやくやぐ器
物なり器と神とハ同等オホツラふもいひがく又君と臣とを并て思
神ハ高木神の御子二柱神と稱イラスふもいひがく又此文より
以下ハ此二柱神日神と高木神といふをいひがく神議しにまふ
このだんをいひがくおのり此二柱神の御功績と

とらぬをいひがく高御産巢日神と申ハ天
神の中小も殊御徳の御神事と申すは
天照大御神と申すは坐て議りて記中より
所出らる忍穂耳命の天津橋より中國の
げんをいひがく天は還りて爾高御産巢日
神天照大御神之命以云くと出又善日神の三年まで
てと申したまはるは是以高御産巢日神天照大御
神亦問諸神等といふ又天若日子神の八年までか
と申すは故爾天照大御神高御産巢日神亦問
諸神等といふ又天若日子神の矢を逆射上し時と速坐

天安河之河原天照大御神高木神之御所（モトニイナリキ）といで又建御
雷神（カミノカミ）の中國とてむけたすひと申す（イハレ）時、爾天
照大御神高木神之命（ミコトノミコト）以てとて、つらもかく二柱神を
すて神議したすふふいふも、その御神（ミコト）はせむ天照
大御神と相殿（トウデン）は鎮坐（チンサ）むとて、つらも御事（ミコトノミコト）なり、さ
神漏伎命神漏弥命（カミロキノミコトカミロミノミコト）といふとて、縣居翁（シマノノヲ）は皇祖（ミコトノミコト）の男女乃神
達とつらとつらとて、又あまのつら乃古傳説（コトワタシ）の釋紀（シヤキ）にひ
る龜兆傳（カメノシラサキ）といふ、凡述龜誓皇親神魯岐（カミノシラサキ）天照大神（アマテラスノミコト）神魯
美命（ミコト）高御產巢日（タカミムスヒノミコト）神（ミコト）之誥（ノコト）也。とつらとつらとて、つら乃古傳説（コトワタシ）の釋紀（シヤキ）にひ
此二柱の大神とて天神とて、あまのつら乃古傳説（コトワタシ）の釋紀（シヤキ）にひ、又考ふに此記

小伊須受能宮（コイヌケノミヤ）は二柱神といつて祭るとして、外宮（ソトノミヤ）を登
由宇氣神（ユウキノミコト）とて、つら乃古傳説（コトワタシ）の釋紀（シヤキ）にひ、内宮（ウチノミヤ）は二坐、外宮（ソトノミヤ）は二坐
かろつら乃の底筒之男命（ソコノミコト）中筒之男命（ナカノミコト）上筒之男命（ウヘノミコト）の墨（スミ）
江（エ）は二坐鎮坐（ニワサシメ）とて、後二坐とて、あまのつら乃古傳説（コトワタシ）の釋紀（シヤキ）にひ、一坐
ちろつら乃、万幡豊秋津姫命（マンフタトヨアキツヒメノミコト）、高木神の御女（タカキノミコトノミコト）なるつら乃、珠
小通（コトヲス）、藝命（ゲノミコト）の御母（ミコトノミコトノハハ）なるつら乃、是と合せて、二坐とて
いつとつら乃とて、つら乃古傳説（コトワタシ）の釋紀（シヤキ）にひ、此考（コトワタシ）は、あまのつら乃古傳説（コトワタシ）の釋紀（シヤキ）にひ、
事とつら乃とて、つら乃古傳説（コトワタシ）の釋紀（シヤキ）にひ、亦口（カミ）を、つら乃古傳説（コトワタシ）の釋紀（シヤキ）にひ、筆（フデ）とて、つら乃古傳説（コトワタシ）の釋紀（シヤキ）にひ、
猶（ナホ）見れ、つら乃古傳説（コトワタシ）の釋紀（シヤキ）にひ、つら乃古傳説（コトワタシ）の釋紀（シヤキ）にひ、つら乃古傳説（コトワタシ）の釋紀（シヤキ）にひ、

とゞく大和詞とりて... 大和れ... 今世も猶大和詞とりて... 鎌倉^{トホ}府^{ミヤ}は... 後又... 長流契沖... 博士^{ヨキガ}は... 四段^{ヨキガ}乃... 江戸^{エド}は... 万葉集^{マンヤク}は... 八代集^{ヤチノ}乃... 居翁^{イウ}の古體^{コテイ}今體^{イマテイ}...

歌は... 大和... 鎌倉^{トホ}府^{ミヤ}は... 後又... 長流契沖... 博士^{ヨキガ}は... 四段^{ヨキガ}乃... 江戸^{エド}は... 万葉集^{マンヤク}は... 八代集^{ヤチノ}乃... 居翁^{イウ}の古體^{コテイ}今體^{イマテイ}...

阿部多知婆奈

東平

万葉十一卷小吾妹子不相久馬下乃阿倍橘乃コナムスアデニ藤生左右とつ

と畧解とこれらやうあぢ橘ハ甘橘と、是即いり橘乃事

ちるべしと翁いそれさされど和名抄ニ爾雅云橙安倍太似抽知波奈

小也、とりと志どく是よりべしといひ心得がれ説なり

夫と今れ橘とていふ、橙とつる小従ふべしといひるなり

今世藥種ニ用てそれが酢と橙醋橙汁などともやすめ橙ハ

俗間のいゆるダイぐといひ是より、色も形も柚ハ似つら

りべしと大形を醋汁多く甘味いり少

中春以後枝おけを醋

汁をく、苦味もうそれゆけし甘味とオホブリ大形を醋汁多く甘味いり少

違へまば今れ橙よりぬあやさ小疑いふし、さうバ和名

抄に橙字ハ阿倍多知婆奈と名おひる菓ニ填てかまらけ

く、ダイぐもいふとやぶさうり知るる、さう馬下乃ハ旨味小

阿倍ハもれとら甘の義なりといふ舊説さもいづれば旨味甘

橘と字を填て心得んといふもいそれらべし、さやう柚ハ似て

柚よりらひ、甘味多る菓今の蜜柑とあそりづも思れ

秘をよの蜜柑と、さういひる阿倍多知波奈なる、さう古

事記傳ニ、非時乃香菓ハ橘ハ今世よりいと異て、蜜柑なり

といふ考らる、はなり、さういひる香菓ハ今乃橘なりと疑ひ

論むべきならん事を、ふた長崎にて、永章光輔をいふ事あり
年とくあり又按オモテ多知婆奈ハ、いふ物産家と名のり居る太田豊
傳の説けぶくして、蜜柑と見
る方や志うる産る中、さくハ阿倍太知波奈と同菓とて、花さ
るるをいふと稱いふ事乃、名ハ多知婆奈、食料の方小とて
甘橘アベタネガといふ事ならぬと、いふ事いふ論めいふ事なり
物實モノシロなりぬと、いふ事垂仁天皇ハ大御心とて、田道間守タチノモリはお
せ、神仙の靈域なる常世國トコトノ中、モトメ見させむとて、いふ事橘者菓子之長上、人所好
橘キハからなす、いふ事聖武天皇御紀も、橘者菓子之長上、人所好
柯凌霜雪而繁茂、葉經寒暑而不彫、與珠玉共競光、交金銀以
逾美、いふ事万葉ハ、葛城王ハ橘姓と賜ふ時の御製とて、いふ事

家持卿の長哥ナガカなるものハ、賞翫オモシヤなり、漢土カンチ亦て西陽雜俎ハ、天
寶唐玄宗十年、上謂宰臣曰、近日於宮内種柑子數株、今秋結實、
一百五十顆、與江南蜀道所進不異、いふ事柑子やうて密柑ミカなれ
ば、その賞翫オモシヤもさう想像オモシヤもく、いふ事此柑子ミカもつとて、辨ハへりま
を、いふ事續紀神龜二年ハ條ハ、播磨直弟兄、初賚柑子、從
唐國來、殖其種、結子、いふ事柑子ハ、今ハ柑子カウシ、密柑ミカの一種ヒトなり
とて、いふ事初字ハジメいふより、皇國ミヤクニになれと、初ハジメて賚オモシヤうる
物モノゆゑ、冠カウシらせしなり、因云、田道間守と違ふ事あり、常世國ハ事種ハ異説
あり、いふ事從オモシヤいふ事、中ハ荒井氏の耽羅國とさし
いふ事今朝鮮ハ地方多、此島の柑橘ハ産て國珍と、韓國ハ、いふ事田道間守ハ先祖ハ
地ハ、大御使ハ出らんと、いふ事雄略天皇の御紀ハ、蓬萊山とて、いふ事あはれ人の、いふ事あやと、いふ事ゆと、いふ事神
仙シヤン區クとて、いふ事雄略天皇の御紀ハ、蓬萊山とて、いふ事あはれ人の、いふ事あやと、いふ事ゆと、いふ事神
地チハ、いふ事天皇の大御使威と精忠の真心とを感おり、いふ事神仙の、いふ事あはれ人の、いふ事あやと、いふ事ゆと、いふ事神

紀國のやうな紀記の文もふくまぬ知らぬと然るを田道間守の天日槍の後なりによりて
一向まゝの故郷かれば新羅よゆきたりつゝむといふも後世のさふく神仙の靈域を得る
わづらひの骨 本草綱目 宋の韓彦直が橘譜を引いていふやうな
可んば柑橘の類種いろいろは橘品有八橘品十有四多是接成
者氣味尤勝黃橘扁小而多香霧乃橘之上品也といふも
まゝ蘇州台州荊州閩廣撫州などより出る中温州の全
上品ともいふも皇朝ふりか品くと分別いふも
つゝさふさふめりくさつと中小も世は名高き一ツ二ツと云む八代
紀國雲州などいふも唐蜜柑と稱するもなほ紀國はるうとぞ
筑紫君磐井といふ仙人殺ふといふ説 直養
豐前國上毛郡なる求菩提山 護國寺 縁起云人皇二十七代繼體

天皇二十二年狗岳 求菩提山のむくみ 有鬼神惱人民開基ト仙以法力
降伏之封甕埋於嶺上爾後祭其靈云鬼神社といふ縁起
古書といふもいふも古傳説といふも小記せりあるも疑あり
釋日本紀より引く筑後風土記云古老傳云當雄大迹天皇之世
筑紫君磐井豪強暴虐不偃皇風生平之時豫造此墓 入形原の石室のこと
官軍俄而動發欲襲之間知勢不勝獨自遁于豐前
國上膳縣終于南山峻嶺之曲於是官軍追尋失蹤云又日本
紀繼體紀より廿二年冬十一月大將軍物部大連鹿火親與賊
帥磐井交戰於筑紫御井郡 中 遂斬之云 此紀は磐井と斬るといふ風土記は方古々きと是といふ
上膳縣ともいふも上毛郡のとも和名鈔より豐前國上毛 加牟豆美介

とつり美介は膳宇をうりし御食よりは義をばし此郡より南
山峯嶺もいづべき縁起いではる狗岳より外小ふし此山をい
高大小して彦山小もあつざれむかの御井郡より遁き来てこの嶮
岨とたのむたふりしつ兼て乃暴虐をいやはびして此邊を劫
掠し人民をちやまうとばト仙といふ豪強の人らばての山に住
りしが衆をいさわくをいと攻め破る遂に殺して獲たるとち山頭
埋めしとそれと以法力降伏といつるも例の縁起の文をみ此
山の坐首長宥翁の物語に小狗岳の行場といふ頃上りて
よ絶頂は大方石とをあつり其間より古き甕をいしや若
むしつるがえぬ是の鬼神と封しこれありしやなつり

此翁は和漢の學に長し歌をよみかこむ古物とあめをたのり此縁起すべし風土
莫逆なる此説とて以来鬼神社と改て磐井社とや云ふむとれき
記日本紀とよく符合しねむむかひり後人の附會といふべしと
縁起中よ磐井はてめはえてなきとておのり疑ふべきとやふ
いふとれむ筑紫君磐井といふ求菩提山の開基ト仙といふ人
打亡しつるといふ何のさむねむかひり第一確證とをべきと
日本紀も繼體天皇二十二年縁起も同御宇は二十二年なり
あつりてえむとれむいふもあつり開けし山ありたり
いふやち考 妙玄寺義門
山口葉とてある人といふ猶いとむむとある言とれも

とて煙ハいろふならぬやと云く和泉式部云く此海の蟹は海老の
目形小なりやと云く波乃と云ふ波ハいづれノ件の説より録むべしと云
様なり此外小彼の後撰なる哥に云く乃中てがことわゆるふよりて
此ハ鹽干け海の沙と云うてすれあつる字やと云ふは沙を
りとのふ時をくさるるといふ説ハいづれがさうおもふふれど沙を
中れくするは此若狭ノ面アともせりとげ其處をいまる
すてふといふはさるるといふて又一説ハまハ真也てハ手也
左右ハ二字とまで乃言よりける萬葉よりおりの海人の兩手とい
ろげく海に潜く貝といひ又の説ハ左右ハく小鹽くもむ荷い物
まると左右肩といふの説ハいづれとまでくといふといふれせん

うけ竹煙蛤といふ貝の沙中深く入るらりて汁を吐出其う
とめりまびさる業故といふやといふの舊説むんよけん

不食実

東平

いづれ神に御さるる獸と獵とせたまひい古事記日本紀
かとお載らるるそとてさるる神前とさるる奉り事のいと祝詞
式其外の物も何ととてさるるさるる獸肉の食料と著
明とさるる天武天皇の御紀、自今以後莫食牛馬雞犬猿
之肉以外不在禁制といふ扱むは五畜と食ふを忌む
すも自餘ハ公小もれといふ食つて孝謙天皇の御紀、以猪鹿
之類永不得進御との御掟らるるいづれ僧徒を用く天

下とつうごせ給へり御あやまらよるふいとをばはらり
小見過ごりありいはいごうるもく神代ふして猪鹿と獵
とらばいはいれ國津神の御事て天津神の御上よたれり
古事記の八十神出雲風土記大國主神とくわく古書
いさかひの山獵り國津神のこころとおとるとて國津神のこ
まびきは意外のふいらくもり大國主神をうりいれ有功
御上よてとら牛穴と田人よ饗して御年神の御怒いはいし
み古語拾遺よるえとるちどありいやとべかひいと妻問の事
ちども天津神ちるい御子ちりて其事其物と造作成れゆふ
もえはけちるもさはいりて國津神のいりる淫情なごあは
と、神典のよるよくいすも諸國て神司のい奉仕する社くしてハ嘗
ありふるちん

狩といふ事けゆくとその鎮座に神は根元とあせ、藥して國
津神ちるいも現人神の御上よても成務天皇の御代に
よりちで進御よ立奉らぬいさう也、鳥こそいも獸とてい狩せはちい
ざりさるゑと彼神功皇后に御紀なる麋坂王忍熊王に祈狩ふ
ととてその即ちの肉れと食む料とと思ふハ非之ハ別と考
ありうて應神天皇 乃御代漢藉渡すのちて後、進御とるう
彼國風よらりあやうい
らむ仁徳天皇の夢野の鹿の故事をハ外もいれりて
まども高天原の御掟よ因准したゆと神代ぶら御制度
いびとづるもいそ給ふりてい御代の御心くわく
あま立奉り或立奉らで過來つふよと何とて掟させ給

あゝん

秋ハ農人の手あきよりきつふふ又刈れど田面の空
まらりていふふもあまういふくうなる冬も殖れ義少く
いふふさくさう木とさ乃葉かまわらる田の土のふゆるわらり
ふゆといふさあまういふくうなる恩頼のあまういふふさくさ
さゆいふふん

むのさいむ蒸つさけあろく陽氣地中より蒸して梅は花もさ
れ草もさえ田地も稻種も陽氣と合み發生せんとしておれつり
底よむもさるるが蒸月といふさくさく

活語の活用と省きてつづく一格り合語格よふべし通

畧延約と獲よまぐりぬてのよし通畧延約辨いひおろり
れささのさ城キあらなりささキ更なり下キのさ置オキなり
城更置キのあらなりれさのれと畧く例もやと合語格よふべし
躬恒集よ苗代れあといふさつさささりなる順集よ苗代水よ
ぬまさつさあわささりなる苗代のたぬまさささ小畦と作るといふ
さささ大抜詞神代紀等よ畦故アハナチといふさ此苗代の畦をやり
ささつといふさ此畦と作るといふさ城更置キといふ事キの心よ
かろり二月ハ苗代のささ畦とほろりて更よ田の中へ城キを置く
とれかり城キ字をらつささささささゆれどむをかまよかま
つ人といふさせぬ所をさささささささ苗代のさささ

高嶋宮八年坐とあるはかの岡田より大和へいでし道ゆ
は、綱の文にて、故從其國上幸之時、乘龜甲云、故從其國
上幸之時、經浪速之渡云、岡田より大和へいでし
道ゆ、綱の目の文なり、あは綱と、前よりいふは、
目と、後よりいふは、文章と、文章と、文章と、文章と、
前より順は綱と目とつけて、次第小し、速吸門と岡田より、多
祁理より、間のと、この時、白肩津と、多祁理より、高嶋
までの間の事と、さうさやうなれど、浪速の渡と、經云、
ゆ、是は高嶋より、大和まで、此間乃事なること、
多祁理と、高嶋との間、さうさやうなれど、目より、さやう

なり、さう、筑前の岡田より、安藝の多祁理より、御道
とら、豊前の隼人といふ、は過させし、さうさやうな
早吸名門とい、隼人の瀬戸の事なり、今此隼人は、隼人
社といふが、毎年十二月晦日の夜、向いの赤間關龜
山社の神主と、此社の神主と、双方より、松明をりて、海底
の潮のつらつら、底なる若めと、社頭に奉る
なり、此時の祭を、さうさやうの神事といふ、又六月晦日、御
後の神事なり、それより、考ふる、書紀神代紀乃一
書、伊弉諾尊追至伊弉册尊所在處、乃所唾之神号
曰速玉之男、此既不祥、故欲濯除其穢惡、乃往見粟門

及速吸名門然此二門潮既太急故還向於橘之小門而
拂濯也ハリスノギモラと有り、志うれは隼人社ハヤビノ速玉之男社ハヤタマノを
べし六月十二月のまをぬりてもおひふべし、此隼人の湍門を
潮くやくてうづの巻マキもむびし、そのうづの海底は吸ひこ
むと殊のやう早く、因て早吸の名もいふべし、又書紀神武
紀、東征至速吸之門時有一漁人乘艇而至、天皇招之
因問曰、汝誰也、對曰、臣是國神、名曰珍彦、釣於曲浦云
いふ珍彦は名もいふべし、又万葉卷六、帥大伴卿遥思芳
野離宮作とつゝ歌あり、隼人乃湍門乃磐母年魚走芳野
之瀧タキ尔尚不及家里チホとと畧解は、薩摩の事なり、

どけきもいふらん、此歌は前後は出づるはまて、筑前の香
椎次田シヒスネダなどの歌なれば、かへりおもしろ、薩摩の冠辞カザシにて、
いふべし、隼人ハヤヒノと、薩摩の冠辞カザシにて、いふべし、思ふ
此歌も此早吸名門のこゝろを、掲焉カサシと、波夜登母と
昔より隼人ハヤヒノと、かきこゝと、おひふべし、

多那具毛考

隆正

古事記曰、離天之石位押分天之八重多那雲而、天之八重
多那雲とつゝ、皇國ミヤクニと、天學アメノミナトと興オキを、基本キホンと、人ヒトの、抑
皇國の古傳は、微言ミコトコトは無盡の意と含め、そのいふを、推究スシユむ
も、天地間アメノミチノノは、いふとある萬の、具ツグと、足タまる、玄妙ミヤカ不思議のもの

さし道乃、関典よりいづくや、まふり野中古道なり

神功皇后御紀云、更遷小竹宮小竹此、適是時也、晝暗如夜、已
經多日、時人曰、常夜行之也、皇后問紀、直祖豐耳曰、是怪何由
矣、時有一老父曰、傳聞如是、怪謂阿豆那比之罪也、問何謂也、
對曰、二社祝者、共合葬歟、因以令推問、巷里有一人曰、小竹祝
與天野祝、共為善友、小竹祝逢病而死之、天野祝血泣曰、吾也
生為交友、何死之無同穴乎、則伏屍側而自死、仍合葬焉、蓋是
之乎、乃開墓視之、實也、故更改棺櫬、各異處、以埋之、則日暉炳
燦、日夜有別、とあるよしをいひたり

まづこの阿豆那比といふこと、通證する中、天智紀天武
紀失火訓阿豆那加禮、据此則阿豆那比蓋穢火之義歟、と
いひ、天智天皇御紀卷三十二、ふも阿豆那賀禮、又見天武紀
蓋熱流也、素問炎暑流火、保夜介倭姬命世記、川入火燒天武
天皇紀卷三十四、九丁、ふも失火と出、アツナガレと訓をつき、訓見天智紀と
あつなり、印本の訓点より、阿豆那比と云ひ、アは古假字之熱流、誤なり、
その通證は、説ハ、阿豆と熱とをさへり、そのの、那比やといふ
も、説も、又その熱と、いひ、ゆるゆるも論めざれば、いづい
ちもさへり、と、蓋穢火之義歟といふこと、阿豆那比
と云語、て穢火の義となり、のぞき、と、いふ意、わづらへ、
熱といふ義、なり、と、むと、おりの、おりの、おりの、おりの、
熱之火の言、次下集解の、と、評する條、より、おりの、
中々集解卷九

ぬき正しき神くよ忌^{キラ}をれまわしとくものぞうり

嚶々筆語

[Faint handwritten text in cursive style, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

嚶々筆語

二篇三篇迄に出板

佐純乃屋藏板

天保十三壬寅六月新彫

京都書肆寺町通六角下町

諸先生著國學書籍製本所 近江屋佐太郎

大坂 河内屋儀助

諸國 藤屋善七

書肆 坂本屋記一郎

賣弘 紀易若山 灰屋助治

江戸 播易姫路 和泉屋吉兵衛

